はしがき

本書は、弁護士や企業の法務部門に所属する方など、法務の専門知識を持つ読者を想定して、生成AIに関係する法務の実務をテーマに執筆したものです。

本書では、生成AIの法的論点を紹介するだけにとどまらず、実務で直面する課題やその対応のヒントになるよう意識して解説を行っています。

生成AIの登場は、近年で最大の変化です。生成AIは、本書の執筆を進める短い間のうちにも、技術的に著しい進化を遂げるとともに、社会的に大きな影響力を持つに至っており、事業者の活動の様々な場面で活用が進められています。その一方で、生成AIをめぐる法令の適用や解釈への影響、リスクやその他の含意については、十分な理解が進んでいない点もまだ多く存在します。

本書の執筆に当たっては、筆者（齊藤）が代表を務める法律事務所LAB-01の有志により、定期的な所内の研究会を通じて知見を共有し、検討を深めながら進めました。筆者は、総務省・経済産業省「AI事業者ガイドライン（第1.0版）」の策定を始め、この分野の政策的な議論にも参画してきましたが、企業実務の中で得た経験に加え、その知見も本書に反映しています。

本書では、まず、法的な分析に必要な限りで、生成AIに関する基本的な技術や仕組みを平易に解説した上で、著作権を始めとする知的財産権の扱いや、人格権とこれに由来する権利に関連する議論、データや個人情報の保護との関係、契約実務における留意点、さらにAIガバナンスの議論動向に至るまで、実務上の論点を広く取り上げています。

本書の内容には、可能な限り、最新の技術やサービスの状況を反映するように努めましたが、その発展や拡大があまりに速いため、必ずしも最新とはいえない内容が含まれているように見える部分もあるかもしれません。ただその場合であっても、法的な分析には影響がないように書き進めています。

本書を通じて、読者が生成AIをめぐる法的な論点を理解し、実務上の判断や検討に当たっての出発点やヒントとなる知識を得る一助となれば幸いです。そして、本書が生成AIの法的な課題をめぐる対話の土台となり、読者自身の検討や議論を促す契機となることを願っています。

令和７年８月

編著者　齊藤友紀

CONTENTS

第3章 生成AIと特許・商標・人格権の問題を知ろう

第4章 生成AIサービスの契約関係を知ろう

第5章 データの取扱いに関する法律問題を知ろう

第6章 より良い活用のためのルールや管理方法を知ろう

凡　例

法令名等の内容は、2025年８月現在施行のものによります。

本文中、資料、判例を略記した箇所があります。次の略記表を参照してください。

■法令等

〈略記〉	〈正式〉
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律
個人情報保護法施行令	個人情報の保護に関する法律施行令
個人情報保護規則	個人情報の保護に関する法律施行規則
考え方	文化庁「AI と著作権に関する考え方について」
個人情報保護法 GL	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
個人情報保護法 Q&A	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A
ガイドライン	総務省・経済産業省「AI 事業者ガイドライン（第 1.1 版）」
不競法	不正競争防止法

■資料

〈略記〉	〈正式〉
民集	最高裁判所民事判例集
判タ	判例タイムズ

〈判例の表記〉

判例は、以下のように略記して示しています。

（略記）最判平成24年２月２日民集66巻２号89頁

（正式）最高裁判所判決平成24年２月２日最高裁判所民事判例集66巻２号89頁

Generative AI

15 生成AIへの入出力を繰り返したアイデアと特許

Q 生成AIへの入出力を繰り返したアイデアについて特許を受けることができますか。

A 生成AIに発明のアイデアをプロンプトとして入力し、あるいは出力させることで、特許を受けるための要件である新規性を満たさなくなるおそれがありますので、一定の注意を払うことが必要です。

1 生成AIによる発明の支援

発明を創作する過程は、一般に、着想と具体化の過程に分けることができます。そのそれぞれの過程で生成AIを利用することができ、たとえば、技術的な課題やその解決のニーズを探索するために生成AIと議論したり、新しい技術のアイデアの有効性や問題点について生成AIにレビューをさせたりすることが考えられます。

こうした過程では、利用者が自らのアイデアをプロンプトとして生成AIに入力したり、アイデアに当たる情報を生成AIに出力させたりします。また、特許出願に必要な書類の作成に生成AIを利用しようとする場合は、特許を受けようとする発明が記載された特許請求の範囲（クレーム）を含む、**発明の技術内容の入出力**を行うことになります。

利用者と生成AIとのこうした相互作用は、共同発明者や発明の補助者とのコミュニケーションに例えても違和感が少ないように見えます。ただ、外部の事業者が管理する生成AIとの間でそうしたやり取りを行うに当たっては、複数の人間の手で発明を創作する場合と同様、発明を適切に扱うための措置が必要なのではないかという疑問が生じます。

2 特許発明と新規性

特許を受けることができる発明の条件の一つとして、**その発明が今までにない新しいものであること（新規性）**が必要です。特許法は、特許出願前に「日本国内又は外国」で、①「公然知られた発明」、②「公然実施をされた発明」、③「頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明」のいずれにも該当しない発明について特許を受けることができると規定しており（特許法29条1項）、こうした発明には新規性があると評価されます。

この中で、公然知られた発明の「公然」とは、その発明が秘密状態を脱したことをいいます。これは、発明者や出願人のために秘密を守るべき関係のない**不特定の人に対して公になること**をいいます。不特定の人の数が多いか少ないかは関係なく、たとえば、秘密を保持する義務を負わずに発明を知った者がわずか数名の場合でも、公然知られた発明となります。逆に、発明を知った者が多数いる場合でも、その全員が秘密を保持する義務を負う場合には、公然知られた発明といいません。

競合企業が先に同じ発明を公開した場合はもちろん、出願前に発明者自身が発明を公開した場合や、秘密にしていた発明が発明者の意に反して不特定の第三者に知られてしまった場合でも、新規性の喪失により特許を受けることができなくなります（ただし、新規性喪失の例外規定（特許法30条）が適用される場合を除きます）。たとえば、公然知られることとなった原因が日本国外で起こった場合でも、結果に影響はありません。

3 生成AIと発明の新規性

生成AIのサービスの大半は、（少なくとも現状では）クラウドベースで提供されており、利用者が生成AIにプロンプトを入力すると、そのプロンプトはインターネットを経由して外部のサーバに送信され、そこでの処理の結果が出力されます。つまり、生成AIに入力されたプロンプトは、生成AIの提供者が管理するサーバで取り扱われ、その上で何

Generative AI

27 生成AIモデルを公開する際の利用条件

Q 生成AIのモデルを公開したいのですが、利用条件を定める際のポイントを教えてください。

A モデルの使用場面や、望ましい使用方法、想定される利用者などを整理し、改変や再配布、商用利用の可否や条件を考えていきましょう。また、提供者の責任、著作権の表示義務、競合モデルへの使用制限なども検討することが望ましいと考えられます。

1 生成AIモデルの公開とライセンス

ソフトウェアを開発する個人や企業が、自らが開発した製品を無償で公開することがあります。時間や費用をかけて開発したソフトウェアをあえて公開する意図や目的は様々ですが、こうした場合の公開の方法としては、GitHubやHugging Faceのような**開発者向けのプラットフォーム**を利用するやり方が一般的です。

他のソフトウェアの場合と同様に、生成AIのモデルを公開すると、様々な目的をもった利用者のアクセスが可能になります。場合によっては、公開時に想定していなかった形でモデルを使用されたり、商用利用を望んでいなかったのに、カスタマイズされたモデルが他所で販売されたりするかもしれません。また、（そうした人は多くないでしょうが）モデルの利用者から、動作保証を求められたり、意図しない挙動によって損害を被ったと主張されたりするかもしれません。

そこで、生成AIのモデルを公開する際には、どういった場面でどのように使ってほしいのか、という利用のルールを定めるために、また、公開したモデルの利用者からのクレームから法的に自分の身を守るために、モデルの利用をどの範囲で、またどのような条件の下で許諾するかを定めることが望ましいと考えられます。

このような許諾を行う行為そのものや、許諾の範囲や条件などを定めた内容を一般に**「ライセンス」**と呼びます。では、その内容を定める際のポイントとして、どういったことを考慮すべきでしょうか。

2 生成AIモデルの利用許諾の範囲

まず、公開するモデルを**営利目的で利用してよいか**を明確にすることが重要です。非営利での利用に限定する場合は、たとえば、非営利での利用を定めるCreative Commons NonCommercial（CC NC）licenseが参考になります。また、Meta社のLlama3.3 Community License Agreementでは、Llama3.3をベースにした製品やサービスが月間7億人のアクティブユーザを超える場合には別途Meta社の許諾を受ける必要があるものの、大多数の利用者による商用利用を事実上認めています。

次に、公開するモデルを利用者が独自に**改変（カスタマイズ）**したり、改変後の（あるいは派生した）モデルを**再配布**したりしてよいかを明確にします。改変されたモデルを再配布してよいとする場合は、ベースとなった元のモデルの著作権やその入手先の表示を義務付けることも検討します。こうした表示に加えて、Llama3.3ライセンスでは、改変後のモデルの名称には冒頭に「Llama」を含めることとされています。

また、公開するソフトウェアを利用者が再配布してよいとする場合、利用者の側で元のライセンスを変更しないよう求めるのが一般的ですが、生成AIのモデルの場合も同様の措置をとるべきでしょう（なお、参考までに、改変後のソフトウェアの改変部分の再配布や、公開するソフトウェアを含んだサービスの提供を許諾する条件として、元のライセンスを変更しないよう求めるケースや、商用目的での再配布やサービス提供を許諾しないケースもあります）。

公開するソフトウェアの再配布を許諾する場合にも、その著作権やラ

Generative AI

34 生成AIと「クラウド例外」

Q クラウドサービスの場合、提供者の個人データの取扱いによって個人情報保護法上の扱いが異なるそうですが、生成AIとの関係を教えてください。

A クラウドサービスの利用と個人データの第三者への提供に関係して、実務で「クラウド例外」と呼ばれている考え方があります。生成AIとの関係でもこの考え方に留意することは重要です。

1 個人データとクラウドサービス

生成AIのサービスの大半は、インターネットを経由して提供・利用されます。このように、インターネットなどのネットワークを経由して提供される情報処理サービスを、**クラウドサービス**と呼びます。利用者は、このサービスを利用する際、自らの端末からデータをサービスの提供者が管理するサーバに送信し、サーバ側で行われた処理の結果を自らの端末に出力して利用します。

問題は、この自らの端末から送信したデータの中に他者から取得した**個人情報が含まれる場合**です。個人情報保護法では、個人情報データベース等を構成する個人情報を特に「個人データ」といいますが（個人情報保護法16条３項）、個人情報データベース等を利用する個人情報取扱事業者がこの個人データを第三者に提供する場合、本人の同意を得ることの要否を検討する必要があります。また、第三者が外国にある場合には、さらに追加の実務対応を検討することも必要となります（同法27条、28条参照）。

そのため、生成AIのサービスの利用者が他者から取得した（個人情報を含む）データをそのサービス上で処理する際、サービスの利用者から提供者への個人データの提供があったと法的に評価されるかどうかは、サービスの利用者や提供者による個人情報保護法の実務対応に大きな影響が生じます。ここでは、実務で**「クラウド例外」**と呼ばれる考え方を中心に、この問題を検討していきます。

2 クラウドサービスと「クラウド例外」

個人情報保護委員会が公表する指針によれば、個人データの「提供」とは、個人データを自己以外の者が利用できる状態に置くことをいい、物理的に提供されていない場合でも、**ネットワーク等を通じて利用できる状態にあれば**（利用する権限が与えられていれば）、「提供」に当たると説明されています（個人情報保護法GL（通則編）２-17）。

一方で、個人情報保護委員会は、個人データを扱うために他社が提供するクラウドサービスを利用する場合でも、そのサービスを提供する事業者自身がその**個人データを取り扱わないこととなっている場合には、その事業者に個人データを提供したことにはならない**という見解を、次のように解説しています（個人情報保護法Q＆A７-53）。いわゆる「クラウド例外」とは、この考え方を指すものです。

> ……クラウドサービスの利用が、本人の同意が必要な第三者提供（法第27条第１項）……に該当するかどうかは、……クラウドサービスを提供する事業者において個人データを取り扱うこととなっているのかどうかが判断の基準となります。
>
> 当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合には、当該個人情報取扱事業者は個人データを提供したことにはならないため、「本人の同意」を得る必要はありません。
>
> ……当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合とは、契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制